

## 【周知方法について】

以下の内容のとおり、区役所だより(12月6日号)やホームページ、北区役所内の掲示板、市役所市政情報室で告知予定

附属機関等の名称	北区自治協議会
所掌事務	(1) 区の地域課題のうち、市長その他の市の機関によって諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し、意見を述べること。 (2) 地域における重要な計画など、条例で定める区自治協議会の意見を聴かなければならない事項を審議し、意見を述べること。 (3) 区民等と市の協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努めること。
委員任期	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
会議開催予定	全体会議を毎月1回程度開催(平日の昼開催で2時間程度) 必要に応じて、不定期に会議を開催する場合もある。 会場は主に豊栄地区公民館、北地区コミュニティセンター、区役所の会議室を予定
募集人数	2人(委員数30人中)
応募資格・基準日	令和3年4月1日現在において、北区内に住所がある満18歳以上で、本市の他の附属機関等の委員、市議会議員、市の職員となっていない人、及び北区自治協議会の公募委員として過去に2期(1期2年)活動したことのない人
応募方法・期間	課題文(800字以上、1,200字以内)「北区への私の思い、やりたいこと」、住所・氏名・電話番号・生年月日を記入した用紙を添え、直接または郵送、FAX、電子メールで令和3年1月7日(木)(必着)までに応募してください。
選考方法	北区自治協議会委員で構成する「北区自治協議会委員推薦会議」において、提出された作文・略歴を審査。(2月下旬に選考結果を発表予定)
問い合わせ・応募先	新潟市北区役所地域総務課企画広報グループ 〒950-3393 新潟市北区葛塚3197番地 TEL 025-387-1175 FAX 025-387-1020 E-mail chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp
その他	委員には会議に出席した場合に、報酬(税控除前)日額3,000円をお支払いします。